

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

奈良県福祉医療部障害福祉課長

梅雨前線の影響や台風の接近・上陸に伴う防災態勢の強化について

平素は、県の障害福祉行政の推進及び新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、台風期等においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、竜巻等により多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

既に本年も梅雨前線の影響により、熊本県では、特別養護老人ホームにおいて、多数の尊い人命が失われる等の災害が発生しているところです。

障害福祉サービス等事業所は、避難行動に時間を要する方が利用していることもあるため、各地の気象台が発表する最新の気象情報に十分留意しつつ、地方自治体から警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、速やかに避難又は避難の検討を行うことが必要です。（施設内では、早めに上層階に移動する等の手立てを講じて下さい。）

各事業所におかれては、人命の保護を第一義として、地方自治体から発令される避難情報に特に注意し、必要な行動をとっていただくようお願いします。

また、平時から下記留意事項についてご確認のうえ事前の備えに万全を期していただくよう、併せてお願いします。

[留意事項]

- (1) 利用者の安全を確保することは事業者の責務であり、そのために点検対象施設は、指定基準又は運営指針において、非常災害に関する具体的な計画の策定や見直し及び避難訓練の実施が義務づけられています。
- (2) 既存の非常災害に関する計画が具体的なものであるかについて改めて見直しを行い、必要に応じて見直しを図り、適宜、避難訓練を、繰り返し実施してください。
- (3) 非常災害に関する計画の見直しに際しては、昨今の気象状況から、台風や風害に関する被害はどの地域でも起こりうるため、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対して網羅的に対応できていることをご確認ください。
- (4) 施設が立地している地域が、水害・土砂災害等の危険地域に指定されているか疑義がある場合は、所在地の市町村へお問い合わせの上、ご確認ください。
- (5) 非常用電源が正常に動作するか点検していただくと共に、必要物資や非常用電源の燃料を確保してください。